

陳情番号	件名
第 15 号	沖縄県辺野古の米軍基地建設に、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を使用しないことを国に求めることについて
受理年月日	
3. 8. 18	

陳情の趣旨

■陳情の趣旨

1. 沖縄戦の戦没者の遺骨を含む沖縄本島南部の土砂を、名護市辺野古の米軍基地建設に使用することは、政治的立場を超えた人道上の問題であり、中止すべきである。
2. 現在、沖縄県の普天間飛行場の代替移設地として進められている、同県名護市辺野古の米軍海兵隊キャンプシュワブの「辺野古側」および「大浦湾側」の埋め立て工事は県外からの土砂調達が必要となり、政府は新たに、沖縄戦の激戦地、沖縄本島南部糸満市、八重瀬町から、今後埋め立てに必要な土砂の 70% を調達する計画を進めており、沖縄県議会や県内市町村議会をはじめ、多くの県民が抗議を行なっている。39 年間、遺骨収集ボランティアを続けてきた団体「ガマフヤー」代表具志堅隆松氏は、遺骨は採掘業者が目視で見分けるのは極めて困難で、土砂への混入は避けられないと 2 度のハンガーストライキをもって訴えている。
3. 沖縄戦では、日本兵等約 6 万 6 千人、米兵約 1 万 2 千人、沖縄県出身者 12 万 2 千人、さらに朝鮮半島出身者も多数が犠牲となり、そのほとんどは、遺骨が遺族の元に帰れないままである。政府は、2016 年 3 月に超党派の議員立法で、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定した。政府は、国の責務として遺骨を早期に収集し、遺族の元に返すことに全力を上げなければならない。
4. 『相模原市史 現代テーマ編 軍都・基地そして都市化』の第 1 章「相模原出身兵士の戦争とその諸相」によれば、沖縄戦における相模原出身の軍人・軍属戦没者は 64 人に上り、「遺骨の代わりに小石が一つ」という当時の状況を鑑みれば、この問題は決して沖縄だけの問題ではなく、相模原市民も紛れもなく当事者である。
5. この問題を他人ごとと看過せず、日本全国に世論を喚起するためにも、相模原市議会として声を上げ、「沖縄県辺野古の米軍基地建設に、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を使用しないことを国に求める意見書」を国に提出していただきたく、陳情する。

陳情番号	件名
第4号	消費税インボイス制度の実施延期を求めることについて
受理年月日	
4.5.19	

陳情の趣旨

【陳情の趣旨】

1、消費税のインボイス制度の実施を当面延期するよう求める意見書を国に提出していただきますよう陳情いたします。

【陳情の理由】

外国からの資材が滞っている事態も含めて、新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中、2023年10月1日から消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)実施に向け、2021年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

消費税は売上にかかる消費税から仕入・経費にかかる消費税を差し引いた金額(仕入税額控除)を申告・納付しますが、インボイス制度はインボイス発行事業者の発行する登録番号が記載された請求書、領収書の保存が仕入税額控除の要件とされ、インボイス発行事業者以外が発行する請求書、領収書では段階的に仕入税額控除ができなくなります。

免税事業者との取引はインボイスが発行できないため、納付する消費税額の増加を招きます。売上が1,000万円以下の全国で500万と言われる消費税の免税事業者が取引から排除されることが予想されます。やむなくインボイスの発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになります。

コロナ禍で時短・営業の自粛を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者、フリーランスの経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていくうえでも、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠です。中小企業・自営業者、フリーランスに多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施は当面延期すべきです。

以上のことから、消費税のインボイス制度の実施を当面延期するよう求める意見書を国に提出していただきますよう陳情いたします。

陳情番号	件名
第5号	核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求めること について
受理年月日	
4.5.19	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

2021年1月22日に、この地球上に平和と繁栄を齎すために、核兵器禁止条約が発効しました。その核兵器禁止条約の現在の締結国は、核保有国とその核の傘のもとにある国々の反対もあり、60か国にとどまっています。このように国連加盟国の3分の1の締結国という残念な状況です。

日本政府も、米国の核の傘のもとにあるなどの諸般の理由から、同条約への参加（署名、批准）には消極的です。しかし、唯一の核被爆国として、市民の多くは、この条約に大きな希望を感じ、期待しています。政府も将来の目標としての核兵器廃絶への志向は表明しています。

そこで、一日でも早く核の脅威から解放され、平和で安心できる世界を実現するために、個人であろうと組織であろうと、核兵器禁止条約についての賛意の意思表示をする必要があります。さがみ九条の会と相模原市の九条の連絡会は、各組織で核兵器禁止条約賛同の決議をしました。

相模原市議会は、昭和59年という早い時期に、先進的な核兵器廃絶平和都市宣言をされたという実績があり、市内各所に宣言が掲示されています。その実績を踏まえ、真の核廃絶の実現が可能な核兵器禁止条約に賛成の声を挙げて頂きたいと思います。さらに、日本政府には同条約に署名批准して頂きたいのですが、諸般の事情でそれがかなわないのであれば、せめて、条約の締約国会議にオブザーバーとして参加して頂きたいと思います。たとえ、オブザーバー参加であっても、世界で唯一の核被爆国である日本政府の「顔をみせる」ことは極めて大切なことだと考えます。

以上のように、日本政府が核兵器禁止条約を署名批准することを希望しつつ、その願いがかなえられなければ、せめて、締約国会議にオブザーバーとしての参加を求める意見書を政府に提出していただきますよう陳情いたします。

陳情の理由

ロシアのウクライナ侵略中に、ロシアのプーチン大統領は、原爆の発射ボタンを握る最高司令官として、絶対に口にしてはならない核の使用を暗示する言動を弄し、世界中を震撼させました。もし、ひとたび、心なき司令官の指先が、核のボタンを押したならば、何十万のウクライナ国民が、一瞬にして死滅し、生き残っても重篤な放射能障害を受けることになります。放射能被害はウクライナだけにとどまらず、周辺国にも甚大な影響を齎します。

このような核の威嚇が何のためらいもなくなされるのは、核についての縛りが弱く、心なき為政者の自己主張実現のための威嚇の手段として使われるのです。今まで、核を操る人間に縛りをかけてきたのは、人として持ち合わせる倫理観や使命感、正義感であり、さらに、核についての国家間の条約であり、国連を舞台にした条約です。

それらの条約で現在残っているものは、NPT（核拡散防止条約）と米ロの2国間で結ばれている戦略核兵器削減条約のみとなっています。NPTは、核の拡散防止に一定の成果を上げましたが、核の保有は安全保障常任理事国の5国に限定するという取り決めが破られ、イスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮等も核を保有しています。

このように条約が少なくなったことと、それらの条約の縛りが弱いために、米、ロをはじめ世界各国で、自己抑制のタガがはずれ、核、ミサイルの開発機運が高まり、大変不安定で危険な状況になっています。殊に、問題なのは、NPT条約6条に規定されている核保有国に義務づけられている核の削減義務が果たされるどころか、核保有国は核、ミサイルの精度の高度化、機能の多角化を推し進めていることです。

このような危機的状況を危惧し、核を絶対悪と規定し、その存在をなくすことが、真の世界平和実現を可能にするという認識のもとに、非核兵器国50国の署名批准し90日を経て2021年1月22日に発効したのが核兵器禁止条約であります。

この条約の優れているところは、核を絶対悪と規定し、その存在を否定するためには、核の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移転、使用、使用の威嚇、配置等々、核の禁止と廃絶を実現するという内容です。核はどのような形であれ存在は許さないという核の全否定です。いまだかつてなかった厳しい規定です。

もし、この条約が全世界で締結されたならば、核なき真の世界平和が訪れることは間違いありません。この条約が早期に世界的に承認され¹ことを祈ります。それ故に、日本国政府が、唯一の核被爆²国として署名・批准することを望みますが、現時点で可能なこととして、締約国会議へのオブザーバーとしてでも参加することを求める意見書を、核兵器廃絶平和都市宣言を持つ相模原市議会から、日本政府にぜひ発出して頂きたく陳情致しました。この趣旨をご理解賜りますようお願い申し上げます。

陳情番号	件名
第 6 号	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求めることについて
受理年月日	
4.5.23	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

現在7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」を制定趣旨等に鑑み当初の7月20日に固定化することを求める意見書を貴議会より内閣総理大臣宛に提出していただきますよう陳情いたします。

陳情の理由

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」、ことを趣旨として、全国1,038万人の署名・約2,300に及ぶ地方議会の決議を経て平成7(1995)年に制定され平成8(1996)年から施行されております。

ご案内の通り「海の日」は、昭和16(1941)年に制定された「海の記念日」を基に制定されました。「海の記念日」は、明治9(1876)年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。

また、第1回海の日である平成8(1996)年7月20日は、世界の海洋秩序を定めわが国の排他的経済水域(EEZ)200海里の根拠となる「国連海洋法条約」がわが国において発効した日であり、平成19(2007)年7月20日は「海洋基本法」が施行され、わが国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

このように、当初「海の日」とされた7月20日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、「海洋国家日本を宣言した日」であります。

しかるに平成15(2003)年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。

わが国は国連加盟193カ国のなかでいち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国です。「海の日」の制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきたわが国にとって7月20日を「海の日」として国民の認識を得ることは海洋国家として当然のことと考えます。われわれ海事振興連盟は、海の日を7月20日に戻し、わが国を改めて名実ともに海洋国家といえる存在とするべく、議員提案としてその成立を期することといたしました。

かつて7月20日から31日までを「海の旬間」とし、各地方自治体において様々な行事が活発に開催されておりましたが、ハッピーマンデー化以降は「海の旬間」が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となりました。「海の日」のイベント開催は年に一度わが国の平和と安全また海の資源を守り、海に働く人々に国民の目を向けてもらう日でありました。「海の日」が7月20日に固定

化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に係わる産業やそこで働く人たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待されます。ハッピーマンデーは観光振興等に相応の効果をもたらしたと考えますが、「海の日」に関しては、全国の多くの公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることを考えますと、7月20日に固定化した方が夏休みと絡めて連休の効果が大きいと考えます。

また、2008年の国連総会において、「海を讃え、海洋の恵みを賛美し、またその本来の価値に感謝するため」、2009年以降6月8日を「世界海の日」とすることが決定され、毎年6月8日に国連や関係国で記念行事が開催されております。

政府が標榜する「自由で開かれたインド太平洋」を例にあげるまでもなく、政治・経済さらには地球環境問題において、今ほど「海」がクローズアップされている時代はありません。これら課題について、わが国が率先して積極的に問題提起を行う場合、海の日が毎年変わるようでは、諸外国から見て軸の定まらない国として映るに違いありません。

四面を海に囲まれたわが国は海なしでは成り立ちません。海から大きな恩恵を受けると同時に、様々な影響も受けます。海に生かされている、と同時に海と共に生きる、すなわち海と共生している国民であるとも言えます。

「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っております。

つきましては、貴議会におかれまして、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を採択いただき、内閣総理大臣宛に提出いただきたく本状をもってお願いする次第です。何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

議決